

令和元年第4回定例会

総務民生常任委員会  
会 議 録

期日：令和元年11月26日（火）

場所：大曲庁舎 第1委員会室

# 大仙市議会総務民生常任委員会会議録

---

日 時： 令和元年11月26日（火曜日） 午前11時2分～午前11時30分

---

会 場： 大仙市役所 3階 第1委員会室

---

## 出席委員（6人）

委員長	後 藤 健	副委員長	挽 野 利 恵
委員	古 谷 武 美	委員	佐 藤 文 子
委員	小 松 栄 治	委員	金 谷 道 男

---

## 欠席委員（1人）

委員 渡 邊 秀 俊

---

## 説明のため出席した者

総務部長：舛谷祐幸  
財政課長：伊藤公晃  
市民部長：加藤博勝

次長兼総務課長：佐々木隆幸  
保険年金課長：佐々木博喜

---

## 議会事務局職員出席者

事務局参事 進 藤 稔 剛

---

## 審議案件

- 第 1 議案第 1 1 7 号 大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 第 2 議案第 1 1 8 号 大仙市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 第 3 議案第 1 1 9 号 大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
  - 第 4 議案第 1 2 0 号 令和元年度大仙市一般会計補正予算（第 7 号）
  - 第 5 議案第 1 2 1 号 令和元年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
  - 第 6 議案第 1 2 2 号 令和年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
-

午前 11 時 2 分

○委員長（後藤健） おはようございます。委員各位及び職員の皆様には、本会議休憩中のところお集りいただきましてありがとうございます。今日は大分天気が良いですけれども、日に日に寒くなってきて、いよいよ冬も本番かなというところでございますけれども、風邪などひかぬように皆様体調管理に気をつけていただければなというふうに思います。

それでは、ただ今から総務民生常任委員会を開会いたします。

欠席の届出が 21 番、渡邊秀俊君から提出されておりますので報告いたします。

審査にあたっては、お手元に配付の審査日程表のとおり審査を行いますので、よろしくをお願いいたします。

正確な会議録作成のため、発言は、マイクのスイッチを入れてから挙手の上お願いいたします。

---

○委員長（後藤健） はじめに、新たな委員会構成となつてから最初の委員会でありますので座席の指定を行います。座席については、ただ今の座席でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしということでございますので、委員会での座席はただ今の座席を指定いたします。

---

○委員長（後藤健） 審査に入る前に当局からあいさつをいただきます。はじめに、舛谷総務部長をお願いいたします。

○総務部長（舛谷祐幸） 皆さん、おはようございます。委員会審査をお願いいたします前に一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様には、日頃より総務部が所管いたします各事務事業の遂行に際しまして、ご指導ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、今次定例会初日の総務民生常任委員会におきまして、ご審議をお願いいたします総務部の案件は、給与改定などに係る条例案 3 件及び一般会計補正予算案の合計 4 件でございます。内容につきましては、この後、担当課長より説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（後藤健） ありがとうございます。次に、加藤市民部長、お願いいたします。

○市民部長（加藤博勝） おはようございます。

まずもって、先にファックス等で報告させていただきました、秋田県国保連合会によります高額医療費共同事業の交付金算定誤りにつきまして、精算金等が確定いたしましたのでご報告させていただきたいと思っております。

国保連合会が実施主体で行われておりました高額医療費共同事業におきまして、算定する交付金を誤っていたことから、県内各市町村間で交付金と拠出金の差額精算が行われることとなります。その結果、大仙市では1,031万円のマイナス精算となります。また、市の拠出金の内4分の1ずつを国と県が負担していることから、国と県への差額1億1,400万程の返還金が生ずるものでございます。

返還の対象年度は、平成27年度から29年度までの3カ年で、精算金は、令和2年の3月補正に、返還金は、令和2年度の当初予算に計上を予定しておりまして、財源はいずれも国保特会でまかなえらるかと考えてございます。

以上、簡単に説明いたしましたので、よろしくお願ひいたします。

さて、今次定例会に上程しております市民部関係の案件のうち、本日の委員会に付託されている案件は、一般会計補正予算並びに国民健康保険事業、及び後期高齢者医療の特別会計予算の3件であります。いずれも、職員人件費に関連するものでございます。このあと、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます、あいさつとさせていただきます。

○委員長（後藤健） ありがとうございます。

これより当委員会に付託されました事件について審査をいたしますが、説明は簡潔に願ひいたします。なお、説明は座ったままで願ひいたします。

---

○委員長（後藤健） はじめに、議案第117号、「大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。佐々木次長。

○次長兼総務課長（佐々木隆幸） 総務課長の佐々木です。よろしくお願ひします。

はじめに、本日出席しております、総務課の職員を紹介いたします。職員班の班長であります、高橋学参事です。同じく、中邑真人副主幹です。武藤技弥主査です。以上になります。よろしくお願ひします。

それでは、資料ナンバー1の議案書の1ページをご覧ください。よろしくお願ひします。

議案第117号の大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

本案は、人事院勧告を受け、国家公務員の給与改定が行われることに伴いまして、本市の一般職の給与についても、これに倣って同様の改正を行うものです。

議案書の2ページをお願いします。主な改正内容であります。第1条は、行政職と医療職の給料表について、若手職員を中心に平均0.1パーセント引き上げる改正を行うものであります。

また、12月期の勤勉手当の支給割合を、現行の100分の92.5から100分の5引き上げ、100分の97.5に改正するものであります。議案書の3ページから15ページまでには、引き上げによる改正後の行政職と医療職の給料表を載せております。

続きまして、16ページをご覧ください。

第2条は、住居手当の改正になります。住宅手当の支給対象となる家賃の額であります。現在の1万2,000円を超える家賃から、4,000円引き上げ、1万6,000円を超える家賃に改正します。その他、住居手当の上限額が、現行の2万7,000円から、2万8,000円に、実質1,000円の増額となる算定方法などを定める文言についても改正するものであります。

なお、今回の手当の支給対象となる家賃4,000円の引き上げや算定方法の見直しに伴いまして、手当が最大4,000円の減額となる場合がありますが、現在の大仙市役所の職員においては、4,000円の減額になる該当者はいない状況です。

このような改正に対し、国においては、議案書の中段の附則第3条に記載しておりますとおり、来年度1年間においては、2,000円を超えて減額となる場合に限り、減額幅を2,000円に抑える経過措置を設けております。本市も国と同様の経過措置を設ける改正を行うものであります。

以上の改正の施行期日ですが、第1条の令和元年度の給与改正は公布の日から施行します。平成31年4月1日から適用するものであります。第2条の令和2年度以降の給与改正は、令和2年4月1日に施行するものであります。

以上が、一般職の給与条例の一部改正の内容であります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げまして説明を終わります。

○委員長（後藤健） 当局の説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は「原案のとおり可決」することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、本件は、「原案のとおり可決」すべきものと決しました。

---

○委員長（後藤健） 次に、議案第118号「大仙市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び、議案第119号「大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」は関連がありますので、一括して議題といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） 異議がないようですので、一括して議題といたします。

当局の説明を求めます。佐々木次長。

○次長兼総務課長（佐々木隆幸） それでは、議案書の17ページをご覧ください。議案第118号の大仙市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

本案は、一般職の給与改正に伴い、議会議員の12月期の期末手当について、0.05月分、引き上げる改正を行うものであります。改正内容につきましては、18ページに記載しております。

第1条は、12月期の期末手当の支給割合を、現在の100分の167.5から、100分の5引き上げ、100分の172.5に改正するものであります。

第2条は、これまで6月と12月期を合わせ、年間3.35カ月分の期末手当の支給であったものが、今回の改正で0.05カ月分引き上げることになります。これによりまして年間3.4カ月分になることから、令和2年度以降は、6月と12月期の支給割合を、それぞれ半々とする1.7カ月分にそろえて支給する見直しを行うものであります。

施行期日であります。第1条の令和元年度の改正は公布の日から、第2条の令和2年度の改正は、令和2年4月1日からになります。

続きまして、19ページと20ページをお願いします。

議案第119号は、大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、市長、副市長、教育長、常勤監査委員、上下水道事業管理者の期末手当の支給割合を、市議会議員と同様に、現行より、0.05月分、引き上げる改正を行うほか、令和2年度以降の6月と12月期の支給割合を、それぞれ半々とする1.7ヵ月分にそろえて支給する見直しを行うものであります。

施行期日であります。期末手当の引き上げに関するものにつきましては令和元年度の改正になりますけれど、これは公布の日から、それから支給割合をそろえる令和2年度の改正は、令和2年4月1日からになります。

以上が、市議会議員並びに市長、副市長等の給与及び旅費条例の一部改正の内容であります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げまして説明を終わります。

○委員長（後藤健） 当局の説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） よろしいですね。なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本2件は「原案のとおり可決」することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、本2件は、「原案のとおり可決」すべきものと決しました。

---

○委員長（後藤健） 次に、議案第120号、「令和元年度大仙市一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。



当局の説明を求めます。はじめに、佐々木次長。

○次長兼総務課長（佐々木隆幸） 議案第120号令和元年度大仙市一般会計補正予算第7号のうち、総務課所管分につきましてご説明申し上げます。

資料ナンバー2の大仙市補正予算書、12月補正①これの21ページをご覧ください。こちらは、特別職の給与費明細書になります。今回の補正は、議案第118号と119号でご説明しました、市議会議員並びに市長、副市長等の12月期の期末手当を0.05月分、引き上げる改正を行うことに伴いまして、総額19万7,000円の人件費の補正を行うものであります。

なお、市議会議員の人件費につきましては、当初予算で27名分の人件費を持っておりました。それで今回の期末手当引き上げについては、この既存予算内で対応が可能であるということから、今回の補正額としては計上しておりませんので、ご理解願いたいと存じます。

続きまして、22ページと23ページをお願いします。こちらは、一般職の給与費明細書になります。議案第117条でご説明いたしました。人事院勧告による給与改正分の人件費と、今年4月の定期人事異動等による給料、職員手当等、にあたる人件費の補正を行うものであります。

この補正の詳細につきましては、資料ナンバー2の1、12月補正①の主な事業の説明書をご覧ください。

1ページをお開き願いたいと思います。ページ上段にあります様に補正額は1億302万5千円になります。ページの中段下4番の欄をお願いします。一般会計に計上しております職員数は、カッコ書きにある短時間勤務の再任用職員28人を含めて、752人になります。続いて、その下の補正の主な増減理由であります。が、(1)の表にありますように、給与改定による給料の所要額が、349万6千円、給料以外の手当等が、1,665万円になります。欄右の摘要の記載ですが、一般行政職の平均給料月額、418円増額の、31万2,950円になります。

また、(2)でありますけれども、4月の定期人事異動等による増額分につきましては、8,287万9千円になります。

以上が、総務課所管の補正予算の内容であります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げまして、説明を終わります。

○委員長（後藤健） ありがとうございます。次に、伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤公晃） 財政課長の伊藤と申します。よろしくお願ひいたします。説明に入ります前に、本日同席しております職員を紹介させていただきます。財政班班長の鎌田主幹でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第120号、令和元年度大仙市一般会計補正予算第7号の財政課所管分につきまして、説明申し上げます。

資料ナンバー2、大仙市補正予算書の20ページをご覧いただきたいと思ひます。

12款1項1目90事業、長期債元金償還金につきましては、特定財源の財源振替でございます。同じ補正予算書13ページの労働諸費におけます職員人件費、それから16ページの住宅管理費におけます職員人件費。これにつきましては今年度、当初予算におきまして、土地貸付料及び市営住宅使用料が充当されております。

今回の人事異動等に伴う補正予算の減額により、充当されていた財源も減にしなければなりません。人件費の充当財源を減にする場合、国の充当ルールに基づきまして、人件費に充てられない場合は、その財源を公債費に充てることとされていることから、これに倣いまして財源振替するものでございます。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げますが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（後藤健） ありがとうございます。次に、佐々木保険年金課長。

○保険年金課長（佐々木博喜） 保険年金課長の佐々木です。よろしくお願ひします。

議案第120号、令和元年度大仙市一般会計補正予算第7号のうち、保険年金課所管分についてご説明いたします。

資料ナンバー.2、補正予算書の11ページをお願ひいたします。

3款民生費、1項1目90事業、国民健康保険事業特別会計繰出金、522万8千円の補正であります。内容といたしましては、給与改定及び人事異動等に伴い、国民健康保険事業特別会計における、職員人件費が増になり、国民健康保険事業特別会計予算に不足が生じたため補正するものであります。

続きまして、12ページをお願ひいたします。

4款衛生費、1項14目90事業、後期高齢者医療特別会計繰出金、292万7千円の減額補正であります。内容といたしましては、給与改定等に伴う後期高齢者医療特別会計における、職員人件費が減になり、予算を減額するため補正するものであります。

以上、保険年金課所管の一般会計補正予算の説明であります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤健） ありがとうございます。当局の説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） よろしいですか。なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は「原案のとおり可決」することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、本件は、「原案のとおり可決」すべきものと決しました。

---

○委員長（後藤健） 次に議案第121号、「令和元年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。佐々木保険年金課長。

○保険年金課長（佐々木博喜） 議案第121号、令和元年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。

資料ナンバー.2、補正予算書の25ページをお願いいたします。

今回の補正は、給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費の補正でありまして、歳入歳出にそれぞれ522万8千円を追加し、補正後の予算総額を79億9,048万6千円とするものであります。内容につきまして、事項別明細書によりご説明いたしますので、30ページをお願いいたします。

はじめに、歳入であります。6款1項1目一般会計繰入金、522万8千円の補正でありまして、歳出職員人件費の増によるものであります。

次の31ページをお願いいたします。

歳出であります。1款総務費1項1目9事業、職員人件費、522万8千円の補正であります。内容といたしましては、先程から説明しております人事異動等に伴う職員8名

分の給料190万1千円、職員手当等167万3千円、共済費165万4千円をそれぞれ補正するものであります。

以上ご説明いたしました、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（後藤健） ありがとうございます。説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） よろしいですかね。なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は「原案のとおり可決」することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、本件は、「原案のとおり可決」すべきものと決しました。

---

○委員長（後藤健） 次に、議案第122号、「令和元年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。佐々木保険年金課長。

○保険年金課長（佐々木博喜） 議案第122号、令和元年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。

資料ナンバー.2、補正予算書の35ページをお願いいたします。

今回の補正は、給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費の補正であります。歳入歳出をそれぞれ292万7千円減額し、補正後の予算総額を8億8,821万6千円とするものであります。内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、40ページをお願いいたします。

はじめに、歳入であります、3款1項1目一般会計繰入金292万7千円の減額補正でありまして、歳出職員人件費の減によるものであります。

次の41ページをお願いいたします。

歳出であります。1款総務費1項1目9事業、職員人件費、292万7千円の減額補正であります。内容といたしましては、人事異動等に伴う職員3名分の給料147万1千円、職員手当等128万2千円、共済費17万4千円をそれぞれ減額補正するものであります。

以上ご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（後藤健） ありがとうございます。当局の説明が終了いたしましたので質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） よろしいですか。なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は「原案のとおり可決」することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、本件は、「原案のとおり可決」すべきものと決しました。

---

○委員長（後藤健） 以上で、本日、付託された事件の審査は終了いたしました。

なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議がないようですので、そのように決しました。

---

○委員長（後藤健） これをもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。大変お疲れ様でございました。

午前11時30分 閉会

---

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

令和      年      月      日

総務民生常任委員会委員長 後 藤      健